

【 注射 】

６８０ 注射用シベレスタットナトリウム（急性肺障害等）の算定について

《令和７年９月３０日》

○ 取扱い

次の傷病名の場合に対する注射用シベレスタットナトリウム（注射用エラスポール 100 等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性肺障害があり、全身性炎症反応症候群がない場合
- (2) 急性肺障害がなく、全身性炎症反応症候群がある場合

○ 取扱いを作成した根拠等

注射用シベレスタットナトリウム（注射用エラスポール 100）の添付文書の効能・効果は「全身性炎症反応症候群に伴う急性肺障害の改善」である。

したがって、全身性炎症反応症候群かつ急性肺障害がある場合が適応となる。

以上のことから、(1)の急性肺障害があり、全身性炎症反応症候群がない場合及び(2)の急性肺障害がなく、全身性炎症反応症候群がある場合の算定は、原則として認められないと判断した。